

令和6年2月6日提出

令和6年3月市議会定例会議案

(その2 議案第16号から議案第35号まで)

木 更 津 市

令和 6 年 3 月市議会定例会議案目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 1 6 号	木更津市教育委員会教育長の任命について	総 務 部	1
議 案 第 1 7 号	令和 6 年度木更津市一般会計予算	財 務 部	別冊
議 案 第 1 8 号	令和 6 年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 9 号	令和 6 年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 2 0 号	令和 6 年度木更津市介護保険特別会計予算	福 祉 部	別冊
議 案 第 2 1 号	令和 6 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経 済 部	別冊
議 案 第 2 2 号	木更津市固定資産評価員の選任について	総 務 部	2
議 案 第 2 3 号	木更津市監査委員の選任について	総 務 部	3
議 案 第 2 4 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	4
議 案 第 2 5 号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長 公 室	5
議 案 第 2 6 号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	7
議 案 第 2 7 号	市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	1 5
議 案 第 2 8 号	木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部	1 6
議 案 第 2 9 号	木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部	1 8

議案第 3 0 号	木更津市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都 市 整 備 部	1 9
議案第 3 1 号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 部	2 0
議案第 3 2 号	財産（建物）の譲渡について	資 産 管 理 部	2 1
議案第 3 3 号	木更津市と袖ヶ浦市の境界変更に伴う財産処分について	経 済 部	2 2
議案第 3 4 号	市の境界変更について	経 済 部	2 4
議案第 3 5 号	令和 6 年度木更津市下水道事業会計予算	都 市 整 備 部	別冊

議案第 16 号

木更津市教育委員会教育長の任命について

木更津市教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	廣 部 昌 弘	□□□□□□□□

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会教育長廣部昌弘氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第 2 2 号

木更津市固定資産評価員の選任について

木更津市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）

第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	斉 藤 晃	□□□□□□□□□□

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価員小山秀雄氏の辞任に伴い、新たに斉藤晃氏を選任しようとするものである。

議案第 23 号

木更津市監査委員の選任について

木更津市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□	北 原 靖 和	□□□□□□□□□□

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市監査委員（識見を有する者）北原靖和氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第 24 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市吾妻公園文化芸術施設整備検討委員会	木更津市吾妻公園文化芸術施設の整備に係る事業者の選定及び整備の内容について調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 市の職員	10 人以内	1 年以内
木更津市観光振興計画推進委員会	木更津市観光振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 その他観光振興の推進のため必要と認められる者	15 人以内	2 年

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市吾妻公園文化芸術施設整備検討委員会及び木更津市観光振興計画推進委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成 27 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「別表第 1」を「別表」に、「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 市長の項木更津市子ども医療費助成規則による子ども医療費の助成に関する事務の目中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に、「住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）」に改め、同項生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の目中「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に、「労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報」を「労働者災害補償保険法（昭和 22 年

法律第 50 号) による給付の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和 27 年法律第 127 号) による援護に関する情報、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) による給付の支給に関する情報」に、「石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号) による特別遺族給付金の支給に関する情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号) による職業訓練受講給付金の支給に関する情報」に、「障害者自立支援給付関係情報又は」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。) 又は」に、「生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報」を「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報」を「児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号) による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)」に、「年金給付関係情報」を「国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」に、「特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に、「地方公務員災害補償関係情報」を「地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号) による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号) の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号) の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第26号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第18条の4第1項から第3項まで及び第5項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。

2 前項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

第24条第1項中「、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と」を削り、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 給与条例第18条の4第1項から第3項まで及び第5項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべ

き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。

3 前2項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条）

ア 行政職給料表

（単位：円）

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	1 6 2, 1 0 0	2 0 8, 0 0 0
2	1 6 3, 2 0 0	2 0 9, 7 0 0
3	1 6 4, 4 0 0	2 1 1, 4 0 0
4	1 6 5, 5 0 0	2 1 2, 9 0 0
5	1 6 6, 6 0 0	2 1 4, 4 0 0
6	1 6 7, 7 0 0	2 1 6, 2 0 0
7	1 6 8, 8 0 0	2 1 7, 9 0 0
8	1 6 9, 9 0 0	2 1 9, 6 0 0
9	1 7 0, 9 0 0	2 2 1, 1 0 0
1 0	1 7 2, 3 0 0	2 2 2, 6 0 0
1 1	1 7 3, 6 0 0	2 2 4, 1 0 0
1 2	1 7 4, 9 0 0	2 2 5, 6 0 0

1 3	1 7 6, 1 0 0	2 2 6, 8 0 0
1 4	1 7 7, 6 0 0	2 2 8, 2 0 0
1 5	1 7 9, 1 0 0	2 2 9, 6 0 0
1 6	1 8 0, 7 0 0	2 3 1, 0 0 0
1 7	1 8 1, 8 0 0	2 3 2, 4 0 0
1 8	1 8 3, 2 0 0	2 3 4, 0 0 0
1 9	1 8 4, 6 0 0	2 3 5, 5 0 0
2 0	1 8 6, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 1	1 8 7, 3 0 0	2 3 8, 1 0 0
2 2	1 8 9, 6 0 0	2 3 9, 7 0 0
2 3	1 9 1, 8 0 0	2 4 1, 2 0 0
2 4	1 9 4, 0 0 0	2 4 2, 6 0 0
2 5	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 6 0 0
2 6	1 9 7, 9 0 0	2 4 5, 1 0 0
2 7	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 4 0 0
2 8	2 0 0, 9 0 0	2 4 7, 6 0 0
2 9	2 0 2, 4 0 0	2 4 8, 7 0 0
3 0	2 0 3, 8 0 0	2 4 9, 7 0 0
3 1	2 0 5, 2 0 0	2 5 0, 6 0 0
3 2	2 0 6, 6 0 0	2 5 1, 5 0 0
3 3	2 0 8, 0 0 0	2 5 2, 4 0 0
3 4	2 0 9, 3 0 0	2 5 3, 3 0 0
3 5	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 1 0 0
3 6	2 1 1, 9 0 0	2 5 4, 9 0 0
3 7	2 1 3, 2 0 0	2 5 5, 6 0 0
3 8	2 1 4, 4 0 0	2 5 6, 7 0 0
3 9	2 1 5, 6 0 0	2 5 7, 9 0 0
4 0	2 1 6, 7 0 0	2 5 9, 0 0 0
4 1	2 1 7, 8 0 0	2 6 0, 2 0 0

4 2	2 1 8, 9 0 0	2 6 1, 4 0 0
4 3	2 1 9, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 4	2 2 0, 9 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 5	2 2 1, 8 0 0	2 6 4, 7 0 0
4 6	2 2 2, 7 0 0	2 6 5, 8 0 0
4 7	2 2 3, 6 0 0	2 6 6, 9 0 0
4 8	2 2 4, 5 0 0	2 6 7, 9 0 0
4 9	2 2 5, 4 0 0	2 6 8, 9 0 0
5 0	2 2 6, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0
5 1	2 2 7, 2 0 0	2 7 0, 9 0 0
5 2	2 2 8, 1 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 3	2 2 8, 9 0 0	2 7 2, 7 0 0
5 4	2 2 9, 8 0 0	2 7 3, 6 0 0
5 5	2 3 0, 7 0 0	2 7 4, 5 0 0
5 6	2 3 1, 5 0 0	2 7 5, 4 0 0
5 7	2 3 1, 8 0 0	2 7 6, 3 0 0
5 8	2 3 2, 6 0 0	2 7 7, 2 0 0
5 9	2 3 3, 3 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 0	2 3 3, 9 0 0	2 7 9, 0 0 0
6 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 3	2 3 5, 8 0 0	2 8 1, 9 0 0
6 4	2 3 6, 3 0 0	2 8 2, 8 0 0
6 5	2 3 6, 8 0 0	2 8 3, 3 0 0
6 6	2 3 7, 3 0 0	2 8 4, 0 0 0
6 7	2 3 7, 8 0 0	2 8 4, 7 0 0
6 8	2 3 8, 4 0 0	2 8 5, 6 0 0
6 9	2 3 8, 9 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 0	2 3 9, 4 0 0	2 8 7, 4 0 0

7 1	2 3 9, 9 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 2	2 4 0, 4 0 0	2 8 9, 0 0 0
7 3	2 4 0, 9 0 0	2 8 9, 7 0 0
7 4	2 4 1, 4 0 0	2 9 0, 2 0 0
7 5	2 4 1, 8 0 0	2 9 0, 6 0 0
7 6	2 4 2, 3 0 0	2 9 1, 0 0 0
7 7	2 4 2, 8 0 0	2 9 1, 2 0 0
7 8	2 4 3, 3 0 0	2 9 1, 5 0 0
7 9	2 4 3, 8 0 0	2 9 1, 7 0 0
8 0	2 4 4, 3 0 0	2 9 2, 0 0 0
8 1	2 4 4, 7 0 0	2 9 2, 2 0 0
8 2	2 4 5, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 3	2 4 5, 6 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 4	2 4 6, 0 0 0	2 9 2, 9 0 0
8 5	2 4 6, 4 0 0	2 9 3, 2 0 0
8 6	2 4 6, 8 0 0	2 9 3, 5 0 0
8 7	2 4 7, 2 0 0	2 9 3, 8 0 0
8 8	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 1 0 0
8 9	2 4 8, 0 0 0	2 9 4, 4 0 0
9 0	2 4 8, 5 0 0	2 9 4, 8 0 0
9 1	2 4 8, 8 0 0	2 9 5, 1 0 0
9 2	2 4 9, 1 0 0	2 9 5, 5 0 0
9 3	2 4 9, 4 0 0	2 9 5, 7 0 0
9 4		2 9 5, 9 0 0
9 5		2 9 6, 2 0 0
9 6		2 9 6, 6 0 0
9 7		2 9 6, 8 0 0
9 8		2 9 7, 1 0 0
9 9		2 9 7, 5 0 0

1 0 0		2 9 7, 9 0 0
1 0 1		2 9 8, 1 0 0
1 0 2		2 9 8, 4 0 0
1 0 3		2 9 8, 8 0 0
1 0 4		2 9 9, 1 0 0
1 0 5		2 9 9, 3 0 0
1 0 6		2 9 9, 6 0 0
1 0 7		3 0 0, 0 0 0
1 0 8		3 0 0, 3 0 0
1 0 9		3 0 0, 5 0 0
1 1 0		3 0 0, 9 0 0
1 1 1		3 0 1, 3 0 0
1 1 2		3 0 1, 6 0 0
1 1 3		3 0 1, 8 0 0
1 1 4		3 0 2, 0 0 0
1 1 5		3 0 2, 3 0 0
1 1 6		3 0 2, 7 0 0
1 1 7		3 0 2, 9 0 0
1 1 8		3 0 3, 1 0 0
1 1 9		3 0 3, 4 0 0
1 2 0		3 0 3, 7 0 0
1 2 1		3 0 4, 1 0 0
1 2 2		3 0 4, 3 0 0
1 2 3		3 0 4, 6 0 0
1 2 4		3 0 4, 9 0 0
1 2 5		3 0 5, 2 0 0

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	3 2 0, 2 0 0	3 6 5, 9 0 0
2	3 2 2, 1 0 0	3 6 7, 0 0 0
3	3 2 4, 0 0 0	3 6 7, 9 0 0
4	3 2 5, 9 0 0	3 6 8, 9 0 0
5	3 2 7, 9 0 0	3 7 0, 0 0 0
6	3 2 9, 8 0 0	3 7 1, 7 0 0
7	3 3 1, 7 0 0	3 7 2, 6 0 0
8	3 3 3, 4 0 0	3 7 4, 2 0 0
9	3 3 5, 4 0 0	3 7 5, 0 0 0

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	3 7 5, 0 0 0	4 1 6, 0 0 0
2	3 7 5, 8 0 0	4 1 7, 6 0 0
3	3 7 7, 2 0 0	4 1 9, 1 0 0
4	3 7 8, 6 0 0	4 2 0, 6 0 0
5	3 7 9, 3 0 0	4 2 2, 1 0 0

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
1	3 7 0, 0 0 0
2	3 7 1, 7 0 0

3	3 7 2, 6 0 0
4	3 7 4, 2 0 0
5	3 7 5, 0 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

提案理由

令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の会計年度任用職員の給与の額を改定するため、並びに地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行等に伴い、本市の会計年度任用職員に対し一般職に準じた勤勉手当を支給するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 27 号

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 5 年木更津市条例第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の
2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）及び地方自治法施行令等の一部を
改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものであ
る。

議案第28号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月6日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

木更津市介護保険条例（平成12年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32, 100円」を「30, 800円」に改め、同項第2号中「48, 800円」を「46, 800円」に改め、同項第3号中「50, 200円」を「47, 900円」に改め、同項第4号中「60, 200円」を「62, 500円」に改め、同項第5号中「66, 900円」を「69, 500円」に改め、同項第6号中「77, 000円」を「79, 900円」に改め、同項第7号中「78, 300円」を「81, 300円」に改め、同項第8号中「84, 300円」を「88, 300円」に改め、同項第9号中「99, 100円」を「103, 600円」に改め、同項第10号中「113, 800円」を「118, 900円」に改め、同項第11号中「133, 900円」を「141, 800円」に改め、同項第12号中「140, 600円」を「150, 200円」に改め、同項第13号中「147, 300円」を「159, 900円」に改め、同項第14号中「154, 000円」を「166, 800円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18, 700円」を「19, 000円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18, 700円」を「19, 000円」に、「32, 100円」を「32, 900円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18, 700円」を「19, 000円」に、「46, 800円」を「47, 600円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行及び第9期介護保険事業計画策定に伴う保険料率の改定に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 29 号

木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例

木更津市漁港管理条例（昭和 59 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 8 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占用にあつては 3 年）」を「10 年」に改める。

第 14 条第 1 項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）の施行に伴い、及び市の管理する漁港施設の有効活用を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

木更津市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
木更津市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年木更津市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 31 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和 32 年木更津市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 10 条第 2 項中「別表第 16」を「別表第 15」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 16 条中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。

第 18 条中「第 11 条又は第 12 条第 1 項」を「第 10 条又は第 11 条第 1 項」に改め、同条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

別表第 1 から別表第 15 までの規定中「（第 10 条第 2 項）」を「（第 9 条第 2 項）」に改める。

別表第 16 を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市立中央公民館畔戸分館の廃止に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 32 号

財産（建物）の譲渡について

市は、次の建物を適正な対価なくして譲渡する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 建物の表示

種 類	公民館分館
所 在	木更津市畔戸 230 番地
構 造	木造平屋建
延床面積	95.58 m ²

2 譲渡の金額 無償

3 譲渡の相手方 木更津市畔戸 464-1 番地 畔戸区 畔戸区長 進藤 才幸

提案理由

木更津市公共施設再配置計画に基づき、木更津市立中央公民館畔戸分館（建物）を畔戸区に適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 33 号

木更津市と袖ヶ浦市の境界変更に伴う財産処分について

別紙境界変更に伴う財産処分に関する協議書のとおり協議したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

袖ヶ浦市との境界変更に伴い、管理者の変更となる道路及び水路の財産処分について協議しようとするものである。

別 紙

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、木更津市と袖ヶ浦市との境界変更に伴う財産処分については、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和 年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

1 木更津市が所有する次の土地は、袖ヶ浦市の所有とする。

木更津市上望陀字裏内ノ町 88 の一部，108 の一部，109 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに字裏内ノ町 88，108 の地先の道路である公有地の全部

2 袖ヶ浦市が所有する次の土地は、木更津市の所有とする。

袖ヶ浦市大曾根字島合 99 の一部，126 の一部，127 の一部，谷中字熊野 573 の一部，578 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の一部

議案第 34 号

市の境界変更について

木更津市と袖ヶ浦市の境界を、別紙変更調書のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴い、行政界の変更について袖ヶ浦市との協議の結果、また、関係地権者の同意も得られ支障がないので、両市の境界を変更しようとするものである。

別 紙 変更調書

(1) 木更津市へ編入する区域

袖ヶ浦市大曾根字島合 9 9 の一部, 1 2 6 の一部, 1 2 7 の一部, 谷中字熊野 5 7 3 の一部, 5 7 8 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 2 月 1 4 日現在の全部事項証明書によるものである。

(2) 袖ヶ浦市へ編入する区域

木更津市上望陀字裏内ノ町 8 8 の一部, 1 0 8 の一部, 1 0 9 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに字裏内ノ町 8 8, 1 0 8 の地先の道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 2 月 1 4 日現在の全部事項証明書によるものである。